

＜建築物等定着型屋外広告物等＞

建築物等に定着させて表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件

共通事項

意匠・照明について

1. 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色を表示面の30%未満まで使用することができます。その他の規制は、窓口で御相談ください。
2. 過度に強い光、フラッシュ式・ストロボ式・点滅式・可動式照明は設置できません。（緊急の用、警告及び交通規制のためのものはこの限りではありません。）
3. 照明は落ち着いた色で2色以下としてください。
4. 写真又は絵画の使用はできるだけ避けてください。（建築物、景観等と調和する場合に限り認められる場合があります。）写真又は絵画の表示が認められる場合、表示面積は原則10㎡までとなります。

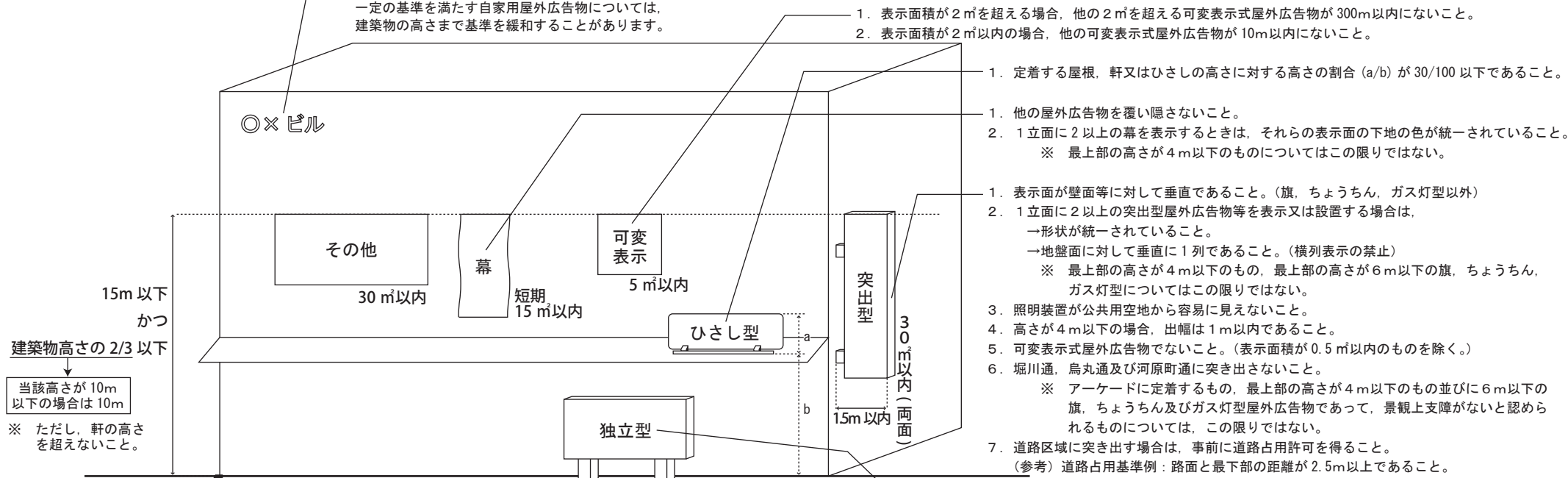
禁止事項

1. 屋上への表示・設置はできません。
2. 開口部と壁面にまたがってはけません。（幕等を除きます。）
3. 開口部等を覆い隠してはけません。（幕等を除きます。）
4. 壁面等からはみ出してはけません。（突出型を除きます。）
5. 写真又は絵画を表示する場合は、最上部の高さが10m以下としてください。

1 立面に表示する屋外広告物の…
総面積 30㎡以内
表示率 20/100以下
 （10m超は15/100以下）
 ※ 両方の基準を満たす必要があります。

高さの基準を緩和する自家用屋外広告物（切文字緩和）

一定の基準を満たす自家用屋外広告物については、建築物の高さまで基準を緩和することがあります。



沿道型第4種 地域（特定）の基準概要

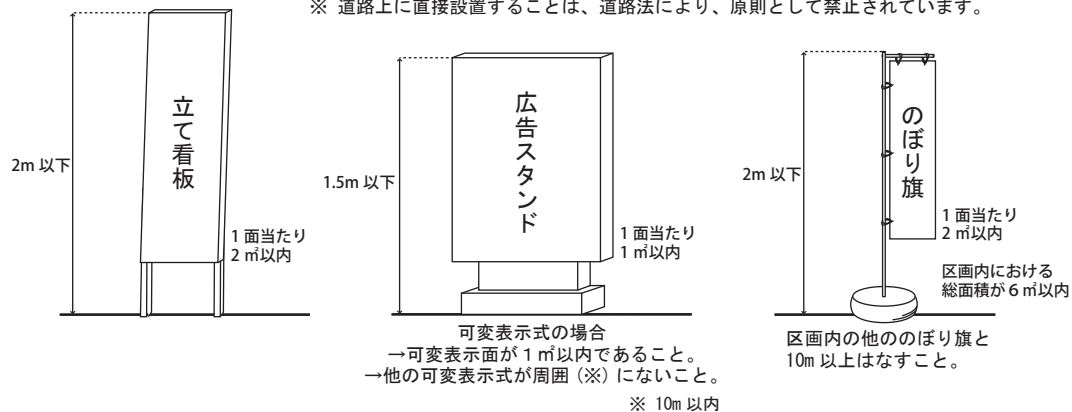
屋外広告物規制区域

1. 建築物等から0.5m以内のものについては、総面積・表示率に算入する。

沿道型 第4種 地域(特定)の基準概要

屋外広告物規制区域

※ 道路上に直接設置することは、道路法により、原則として禁止されています。



1区画に表示する独立型屋外広告物の...
総面積 15㎡以内

1. 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色を表示面の30%未満まで使用することができます。その他の規制は、窓口で御相談ください。
2. 過度に強い光、フラッシュ式・ストロボ式・点滅式・可動式照明は設置できません。(緊急の用、警告及び交通規制のためのものはこの限りではありません。)
3. 照明は落ち着いた色で2色以下としてください。
4. 写真又は絵画の使用はできるだけ避けてください。(建築物、景観等と調和する場合に限り認められる場合があります。)
5. 道路の通行に支障が生じないようにしてください。
6. 堀川通、烏丸通及び河原町通に突き出してはいけません。

共通事項

<独立型屋外広告物等>

建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又は掲出物件

可変表示式の場合
→可変表示面が1㎡以内であること。
→他の可変表示式が周囲(※)にないこと。
※ 10m 以内

